



令和6年1月19日

諫早市長 大久保 潔 重 様

諫早市特別職報酬等審議会
会長 古賀 文 朗



特別職の報酬等について (答申)

令和5年11月13日付けで諮問のあった諫早市議会議員の議員報酬の額について、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

(1) 市議会議員の議員報酬の額については、次のとおり改定することが適当である。

区 分	現行 (月額)	答申 (月額)	差 額
議 長	500,000 円	560,000 円	60,000 円
副議長	420,000 円	480,000 円	60,000 円
議 員	405,000 円	450,000 円	45,000 円

(2) 改定の時期 令和6年4月1日

2. 審議会開催状況

令和5年11月13日に市議会議員の議員報酬の額について諮問を受け、2回の審議会を開催した。

審議にあたり、類似団体及び人口同規模都市の議員報酬の状況や市の財政状況等の各種資料に基づき、社会経済情勢を踏まえたうえで、慎重に審議を行った。

3. 答申理由

諫早市議会議員の議員報酬の額については、コロナ禍前の令和2年2月19日に市長から本審議会へ諮問がなされ、その後、本審議会において審議を行い、同年10月21日に改定を見送る答申を行ったところである。

当時の答申理由の概要としては、市議会議員の議員報酬の額については、平成17年3月の新市発足に伴い、旧諫早市の議員報酬の額とされたが、その後、改定されていないこと、九州管内の類似団体等の議員報酬の額と比較すると低い水準となっていること、また、市議会議員の議員定数について、新市発足時の34名から、平成25年4月の改選時には30名に削減され、令和3年に執行される一般選挙からは26名に削減されることが決定しており、今後、議員一人ひとりに求められる役割、責任は大きくなることから、議員報酬の額を引き上げる必要性は認められるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きが見通せない社会経済情勢となっているため、改定を見送ることが適当であるとの結論に至ったものであり、付帯意見として、新型コロナウイルス感染症による影響の収束状況を踏まえた適切な時期に改めて、本審議会に諮問するよう付したものである。

この経過を踏まえ、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症へ変更され、新型コロナウイルス感染症による影響が一定程度収束したことから、令和5年11月13日に改めて市長から本審議会へ議員報酬の額について諮問がなされたところである。

今回の諮問を受け、改めて市議会議員の議員報酬の額について審議を行ったところであるが、議員報酬の額については、九州管内の類似団体である8団体の議員報酬の額と比較すると、類似団体の議員報酬の額の平均である、議長555,775円、副議長486,925円、議員449,450円に対し、諫早市は、議長500,000円（9団体中9位）、副議長420,000円（9団体中9位）、議員405,000円（9団体中8位）と低い水準となっている。

以上のことから、議員報酬の額については、九州管内の類似団体との均衡を図り、その平均的な額に引き上げることが適当であるという結論に至ったものである。